**広告の制限について**

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうに関する法律第７条及び柔道整復師法第24条において、あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業、柔道整復業及び施術所については**次の事項のみ**広告できることとされています。

**（１）広告できる事項**

**①あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう**

１ 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所

２ 業務の種類

３ 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

４ 施術日又は施術時間

５ その他厚生労働大臣が指定する事項

* もみりょうじ
* やいと、えつ
* 小児鍼（はり）
* 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請について

は医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）

* 予約に基づく施術の実施
* 休日又は夜間における施術の実施
* 出張による施術の実施
* 駐車設備に関する事項
* あはき法第９条の２第１項前段の規定による届出をした旨

※１から３に掲げる事項について広告をする場合にも、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項については広告できません。

**②柔道整復**

１ 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所

２ 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

３ 施術日又は施術時間

４ その他厚生労働大臣が指定する事項

* ほねつぎ（又は接骨）
* 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の

患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）

* 予約に基づく施術の実施
* 休日又は夜間における施術の実施
* 出張による施術の実施
* 駐車設備に関する事項
* 柔法第１９条第１項前段の規定による届出をした旨

※１及び２に掲げる事項について広告をする場合にも、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項については広告できません。

**（２）法令に違反した広告例**

**これらはよくある**違反広告の例**を示したものです。**

**これ以外の内容であれば広告可能ということではありません。**

症状は広告できません

法定外の医業類似行為は広告できません

ﾒｯｾｰｼﾞは広告できません

なにわ鍼灸院・接骨院

こんな症状でお悩みの方！

ｶｲﾛﾌﾟﾗｸﾃｨｯｸ

整 体 療 法

**肩こり、腰痛、頭痛、膝の痛み、関節痛、打撲、ぎっくり腰、肉離れ、身体の歪み、神経痛、しびれ、五十肩、骨盤矯正、スポーツ外傷、むちうち、交通事故の後遺症、ヘルニア**

３０分　３０００円　・　６０分　５０００円

施術中の写真

これらの内容は広告できません

料金は広告できません

医療保険取扱又は健康保険取扱という表現に変更した上で、医師の同意が必要であることを明記しなければなりません